

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社東部環境 代表取締役 工藤 豊和
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 八重樫 浩文



許可の年月日 令和 4年12月 5日

許可の有効年月日 令和 9年12月 4日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・ばいじん
- ・産業廃棄物を処分するために処理したもの

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)

(以下、裏面記載)

及び陶磁器くず
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月 5日 当初許可

平成17年 8月17日 変更届出書受理（名称を有限会社東部環境から変更したこと。）

平成19年12月 5日 更新許可

平成20年 9月10日 変更届出書受理（本店所在地を宮城県石巻市元倉一丁目17番3号から変更したこと。）

平成21年 8月 6日 事業範囲の変更許可

(1) 廃プラスチック類について「廃タイヤに限る。」とする限定を解除したこと。

(2) 産業廃棄物の種類に廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を追加したこと。

平成24年 9月18日 事業範囲変更許可（廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、金属くず（廃タイヤつきホイールに限る。）の積替え・保管を追加したこと。）

平成24年12月 5日 更新許可

平成26年 1月14日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリを追加したこと。）

平成28年 7月 5日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に鉋さい、産業廃棄物を処分するために処理したものを追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類に自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。

(3) 積替え・保管について廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、金属くず（廃タイヤつき廃ホイールに限る。）とする限定を解除したこと。

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃油、廃酸、廃アルカリの積替え・保管を追加したこと。

平成29年12月 5日 更新許可

令和 4年12月 5日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白



別表（積替保管施設の概要）

所在地：岩手県大船渡市赤崎町字石橋前 10 番 3

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類（ホイールなし廃タイヤ）	1.5	180	135	—	屋外保管 （コンクリート擁壁による区画3区画）
廃プラスチック類・金属くずの混合物（ホイール付廃タイヤ）	—	20	32.3	—	屋外、容器保管
金属くず（廃ホイール）	—	8	16	—	屋外、容器保管
木くず	—	3.4	6.46	—	屋外、容器保管
廃プラスチック類	—	3.4	6.46	—	屋外、容器保管
水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくずの混合物（廃蛍光管））	—	0.468	0.49	—	貨物テナ内、 容器保管
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	0.36	0.2	—	貨物テナ内、 容器保管
廃油	—	0.36	0.2	—	貨物テナ内、 容器保管
廃油・金属くず・廃プラスチック類の混合物	—	0.54	0.56	—	貨物テナ内、 容器保管
廃酸	—	0.08	0.02	—	貨物テナ内、 容器保管
廃アルカリ	—	0.08	0.02	—	貨物テナ内、 容器保管

以下余白